

八尾市「空飛ぶクルマ」の社会受容性向上業務仕様書

I. 基本事項

1. 業務名

八尾市「空飛ぶクルマ」社会受容性向上業務

2. 業務の目的

国をはじめとする各種事業者が 2025 年大阪・関西万博において「空飛ぶクルマ」の運航を目指しているが、本市では「空飛ぶクルマ」のある未来の社会像について広く周知を図ることで、市民の「空飛ぶクルマ」の社会受容性向上・理解を深めるとともに、新たなビジネス創出への機運醸成を図ることを目的とする。

3. 業務内容

(1) 業務提案及び実施

「2. 業務の目的」で示した目的の実現に向けて、「空飛ぶクルマ」に関する以下の①から④のうち全てを必須業務とした提案を行うこと。

- ① 「空飛ぶクルマ」に関する市民の社会受容性向上のための啓発・学習イベント
 - ・空飛ぶクルマの実機又は同等機種の展示と解説
 - ・空飛ぶクルマ搭乗が体験できるVR体験又は同等の体験の場の提供
 - ・空飛ぶクルマに関する事業者及び専門家出演による公開講座（30～50 分程度）
 - ・空飛ぶクルマがある未来社会がイメージ・想像できる映像をモニター放映
 - ・空飛ぶクルマに関する解説用パネル（10 種類程度）の制作及び展示
（パネルの解説内容は市と調整）
 - ・空飛ぶクルマの離発着場のモデル展示と解説
 - ・上記イベントを実施するにあたっての会場設営及び準備作業一式
 - ・上記イベントを実施するための全体統括と進行管理
- ② 市内事業者等が新たなビジネス創出への機運を感じられるイベント
 - ※ 上記の①「空飛ぶクルマ」に関する市民の社会受容性向上のための啓発・学習イベントと一体で開催も可
 - ※ 上記の①及び②の開催会場は、八尾市内の大規模商業施設を想定する。また、会場使用料は業務委託経費には含めないこと。
- ③ 市内小中学校等の児童生徒を含め青少年を対象とした「空飛ぶクルマ」の学習の場の開催
 - ・空飛ぶクルマに関して児童生徒等を対象に 30 分程度の学習セミナーの開催
 - ※セミナー開催に要する資料作成を含む

④ 空飛ぶクルマ搭乗が体験できるVR体験会

- ・上記①の開催時以外の日で開催
- ・開催場所は、市有施設を基本として、観光・文化財課と調整すること。

(2) 打合せ及び関係機関との協議

- ・業務開催において、八尾市及び会場管理者、空飛ぶクルマ関連事業者との協議、打合せを実施すること。また、業務実施において個別調整事案が生じた際は調整を図ること。

(3) 業務スケジュール

- ・上記①から④について、契約締結時期から令和6年3月末までの想定スケジュールを作成し、進行管理を行うこと。

(4) 業務実施の留置点

- ・当該業務を実施するにあたり、国が策定した「空の移動革命に向けたロードマップ」が示す行程を踏まえ、また、大阪府における空飛ぶクルマの実現に向けた今後の取組指針である「大阪版ロードマップ」（令和4年3月策定）の沿う内容とすること。
- ・業務実施においては、本市が別に進める「万博開催500日前月間」企画運営業務を所管する政策企画部 やおプロモーション・万博推進プロジェクトチームからの協力依頼があった際は、観光・文化財課と協議の上、当該業務の円滑な実施に法的・運営上差支えが無い範囲で対処すること。
- ・業務実施においては、開催会場での啓発・学習イベントの参加者及びその他開催施設の来館者の安全対策及び誘導等に関して人員体制または動線サインを十分に対処すること。
- ・新型コロナウイルス感染症の感染予防対策については、十分に参加市民の感染予防及び不安の軽減に努めること。

4. 実施体制

- ・受託者は、本業務の実施にあたり、業務を統括する責任者として統括責任者を設置し、市と連絡調整を図ること。
- ・イベント等の開催時は参加者対応及び安全対策等において十分な人員体制を講じること。

5. 契約期間

契約締結日から令和6年3月31日

啓発学習イベントは、令和5年12月2日（土）と3日（日）を予定する。

6. 委託上限額

委託費の総額は6,000千円（消費税及び地方消費税を含む。）を上限とする。

7. 費用分担等

業務委託料には、出前講座開講に要する講師謝礼（講師旅費含む）、空飛ぶクルマの社会受容性向上の啓発・学習イベント開催に必要な空飛ぶクルマ実機や離発着場のモデルの展示費用（運搬、設営、立会費を含む）及びパネル展示（製作費含む）、VR体験に要する機材・運営人件費、公開講座開催に要する講師謝礼（講師旅費含む）、並びに業務全般を統括するための事務人件費等を含むものとし、委託者は業務委託料以外の費用は負担しない。

なお、啓発・学習イベント開催会場となる大規模商業施設の使用料及び会場における音響に関する経費は計上しないこと。

II. 契約等

1. 契約条件等に関する事項

(1) 委託料の支払い

本市と受託者の協議のうえ、支払い方法を決定する。

(2) 契約保証金

- ・ 契約保証金は必要とする（ただし、八尾市財務規則第 122 条第 3 項又は第 6 号に該当する場合は契約保証金を免除する）。
- ・ 保証人は不要とする。

(3) 再委託について

- ・ 委託業務での総合的企画、業務遂行管理、業務の手法の決定及び技術的判断等においては、受託者はこれを再委託することはできない。
- ・ 受託者は、コピー、文書入力、印刷、製本、トレース、資料整理などの簡易な業務の再委託にあたっては、委託者の承諾を必要としない。
- ・ 受託者は、前記に規定する業務以外の再委託にあたっては、書面により委託者の承諾を得なければならない。
- ・ 受託者は、業務を再委託に付する場合、書面により再委託の相手方との契約関係を明確にしておくとともに、再委託の相手方に対して適切な指導、管理の下に業務を実施しなければならない。なお、再委託の相手方は、八尾市暴力団排除条例に基づく入札等除外措置を受けている者であってはならない。

2. 個人情報の取り扱い

業務の履行に際して入手した個人情報及びデータの管理にあたっては個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号。以下「個人情報保護法」という。）第 2 条第 1 項に規定する個人情報（以下「個人情報」という。）を取り扱う場合は、個人情報保護法を遵守し、個人情報の保護に努めなければならない。

業務に係る個人情報の取扱いについては、次のとおりとする。

- ① 個人情報を取り扱う場合は、個人情報保護の重要性に鑑み、個人情報保護法の趣旨を踏まえ、各条項の規定を遵守し、個人情報保護の措置を講じること。

- ② 委託業務に係る個人情報について、第三者への提供を禁止する。
- ③ 委託業務の履行に際して取得し、若しくは作成した個人情報が記録されている文書等又は電磁的記録の複写及び複製を禁止する。
- ④ 委託業務を受託し、若しくは受託していた業務に従事している者又は従事していた者は、その業務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせること、又は不当な目的に利用することについて、禁止する。
- ⑤ データ管理について、適宜適切なデータ管理・保管に努めること。個人情報等が含まれるデータについては、施錠できるロッカー等で管理・保管することとし、管理方法・保管場所を報告すること。
- ⑥ データ保護及び機密保護を徹底するため、データ管理者・データ使用作業従事者をはじめとする関係者全員に対してデータ保護及び機密保護に関する趣旨説明資料を配布し、その重要性についての説明を徹底するなど適切な措置を講じること。
- ⑦ データ管理者・データ使用作業従事者を始めとする関係者全員の氏名を報告すること。

3. 情報公開への対応

受託者は、八尾市情報公開条例の趣旨を踏まえ、事業の運営に関する情報を公開するため必要な措置を講じなければならない。

4. 法令等の遵守

事業の運営を行うにあたっては、次の関係法令等を遵守すること。

地方自治法、地方自治法施行令、労働基準法、労働安全衛生法、著作権法、個人情報の保護に関する法律、八尾市情報公開条例、その他関連法規

5. その他

- ① 受託者は、事業実施における安全管理を徹底すること。
- ② 受託者は、事業を実施するにあたり宗教活動及び政治活動、及び特定の公職者（候補者を含む）又は政党を推薦、支持、反対することを目的とした活動を行わないこと。
- ③ 受託者は、受託内容に疑義が生じた場合は、速やかに委託者に確認を行うこと。
- ④ 仕様書の疑義については、都度、委託者に確認し、その指示によること。
- ⑤ その他、この仕様書に定めのない事項または、委託業務内容に疑義が生じたときは委託者と受託者の協議のうえこれを処理・決定するものとする。
- ⑥ 「4. 業務内容」で示すイベントや講座等の開催時は、新型コロナウイルス感染症の感染予防対策を講じるものとする。

6. 障がいのある人への合理的配慮の提供

受託者は、本業務が本市の事務又は事業を実施する事業者であることから、障害を

理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成 25 年法律第 65 号）に基づき本市が定めた「八尾市における障がい者を理由とする差別の解消に関する対応要領」を踏まえ、過重な負担が生じない範囲で、障がいのある人が障がいのない人と同等の機会が確保できるよう環境への配慮に努めるとともに、障がいのある人の権利利益を侵害することとならないよう、個々の場面において必要とする社会的障壁の除去について、合理的な配慮の提供に努めなければならない。

7. 問合せ先

〒581-0003 八尾市本町一丁目 1 番 1 号

八尾市魅力創造部観光・文化財課 担当：

TEL：072-924-3717 / FAX：072-924-3995

E-Mail：k-bunkazai@city.yao.osaka.jp